

サービス個別D

(介護予防)訪問リハビリテーション

1. 人員基準

訪問リハビリテーションの場合	
医師	常勤専従 訪問リハビリテーションの提供に当たるために必要な 1以上の数 (老健・医療院の医師、老健・医療院と併設の病院・ 診療所の医師との兼務可)
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1以上
【令和6年度改定】 病院、診療所、老健、医療院のみなし指定の場合	
医師	老健又は医療院の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリ テーション事業所の医師の配置基準を満たしているものとみな す。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1以上

2. 訪問リハビリテーションの利用対象者

「通院が困難な利用者」

通院や通所系サービスにより訪問リハビリテーションと同様のサービスが担保されるのであれば、**通所系サービスを優先**する。

例外

ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合

→訪問リハビリテーション費を算定

【例】通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるA D Lの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供

3. 訪問リハビリテーションの算定基準

医師の診療について

【原則】

- ・ 計画的な医学管理を行っている**訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下**で実施するとともに、当該**医師の診療の日から3月以内**に行われた場合に算定する。

【例外】

- ・ 訪問リハビリテーション事業所の医師が診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報提供を受け、**当該情報提供を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し、訪問リハビリテーションを実施した場合には、当該情報提供の基礎となる診療の日から3月以内**に行われた場合に算定する。

医師の指示について

医師の指示

医師

指示

リハビリテーションの目的に加えて

- ・リハビリテーションの開始前又は実施中の留意事項
- ・やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準
- ・リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

指示に基づき行った内容を明確に記録する

【令和6年度改定】

医療機関のリハビリテーション計画書の受け取り義務化

医療機関から退院した利用者に対し訪問
リハビリテーション計画を作成する場合



当該医療機関が作成した「リハビリテーション実施
計画書等」を入手、当該利用者に係るリハビリテー
ションの情報を把握しなければならない。

【令和 6 年度改定】

退院時共同指導加算

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、**指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、**当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回に限り加算する。

※退院時共同指導を行った場合は、その内容を記録すること。

訪問リハビリテーションにおける退院時共同指導とは、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう。

【令和 6 年度改定】

認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その**退院（所）日又は訪問開始日から起算して 3 月以内の期間**に、リハビリテーションを集中的に行った場合。



1 週間に 2 日を限度として加算

※短期集中リハビリテーション加算を算定している場合は、算定しない。

【令和 6 年度改定】

リハビリテーションマネジメント加算

加算	要件
リハビリテーション マネジメント 加算（イ）	（１）リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。 （２）訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る事。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。 （３）３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。 （４）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 （５）次のいずれかに適合すること。 （一）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業者その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 （二）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 （６）（１）から（５）までに適合することを確認し、記録すること。

【令和 6 年度改定】

リハビリテーションマネジメント加算

加算	要件
リハビリテーション マネジメント 加算（ロ）	（１）リハビリテーションマネジメント加算（イ）の（１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 （２）利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合	訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合。

※厚生労働省への情報の提出については「科学的介護情報システム」を用いて行うこととする。実務等については「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。

【令和 6 年度改定】

リハビリテーションマネジメント加算

＜リハビリテーション会議について＞

リハビリテーション会議の構成員

利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。

※利用者の家族について、家庭内暴力等により参加が望ましくない場合や、遠方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合においては、必ずしもその参加を求めるものではない。

テレビ電話装置等の活用

テレビ電話装置等（リアルタイムで画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又は家族の同意を得なければならない。

リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。

【令和 6 年度改定】

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 ※介護予防訪問リハビリテーションに限る

要件を満たした場合



減算なし

要件を満たさない場合



減算

【要件】 次のいずれにも該当すること。

- ① 3月に1回以上、当該利用者に係るリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、当該利用者の状態の変化に応じ、介護予防訪問リハビリテーション計画を見直していること。
- ② 当該利用者ごとの介護予防訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

【令和6年度改定】

退院直後の診療未実施減算の免除について

入院中にリハビリテーションを受けていた利用者が、退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始する観点から、以下のとおり減算について見直されました。

要件を満たした場合



減算なし

要件を満たさない場合



減算

退院後1ヶ月
以内に限り

【要件】次に該当する場合は減算を適用しない。

医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であって、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、**退院後1ヶ月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り**減算を適用しない。